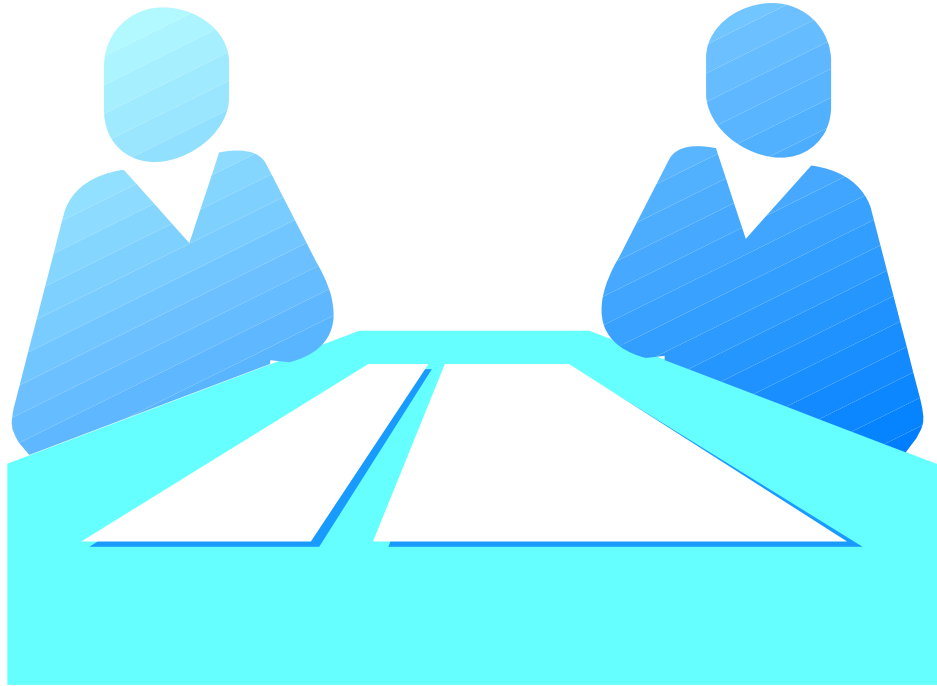


是非ご入会を！



★加入金は2,000円

★会費は月々わずかです

(別表を参照して下さい)

★お申込み・お問い合わせは

一迫花山商工会

TEL 52-3300

(別表1)

加入金の額及び払込みの方法

1. 加入金の額

区分	金額 (円)
商工業者	2,000
相互会社、中小企業等協同組合、信用金庫、 公社、青色申告会、法人会、カード会、商店会 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人 労働金庫、医療法人、社会福祉法人、 産学連携・商工会事業等に関わる学校法人、 地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉 の増進等に資する社団法人並びに財団法人、 地域経済の振興等に資する中間法人、 まちづくり、教育・文化、観光資源等として地域経済の 発展に貢献する宗教法人、	2,000
青年部、女性部の部長及び副部長	2,000
特別会員	2,000

2. 加入金の払込み方法

加入承諾書が到達した日から5日以内に現金又は口座振替により納入する。

3. その他

複合経営者の加入については、加入金を免除するものとする。

(別表 2)

会費の額及び払込の方法並びに納期

1. 会費の額

(1) 一般基準表

均 等 割				従 事 者 割			
個 人		法 人		個人・法人共通			
口数	会費月額 (円)	資本金(万円)	口数	会費月額 (円)	従事者数	口数	会費月額 (円)
7	700	500以下	12	1,200	1人	1	100
		501~1000	17	1,700	2人	2	200
		1001~5000	22	2,200	3~5人	5	500
		5001以上	32	3,200	6~10人	8	800
					11~20人	10	1,000
					21~50人	12	1,200
					51~100人	15	1,500
					100人を超える場合は50人増す 毎に5口加算		

- (注)
1. 1口の額は100円とする。
 2. 資本金は、当該年度の前年度3月31日を基準日とする
 3. 従事者数は、当該年度の前年度3月31日現在の常時従事している従事者数で、個人会員は事業主・家族従業員を、法人会員は役員を含む。
 4. 新規加入者については、加入申込時点での数値を採用するものとする。
 5. 売り場面積500㎡以上の大型小売業者については、理事会で決定する。
 6. 複合経営の場合、従事者割を加算しないものとする。

(2) 特別基準表

区 分		会費月額 (円)
定 款 会 員	中小企業等協同組合	2, 0 0 0
	青 色 申 告 会	1, 0 0 0
	法 人 会	2, 0 0 0
	どきどきカード会	1, 5 0 0
	商 店 会	1, 0 0 0
	相 互 会 社	2, 0 0 0
	信 用 金 庫	2, 0 0 0
	公 社	2, 0 0 0
	定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人	1, 0 0 0
	労 働 金 庫	2, 0 0 0
	医 療 法 人	3, 0 0 0
	社会福祉法人	2, 0 0 0
	産学連携・商工会事業等に関わる学校法人	2, 0 0 0
	地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人、一般社団法人、公益社団法人	2, 0 0 0
	地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人、一般財団法人、公益財団法人	2, 0 0 0
	まちづくり、教育・文化、観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人	2, 0 0 0
	医 師	3, 0 0 0
	歯 科 医 師	3, 0 0 0
	助 産 師	2, 0 0 0
	青年部・女性部の部長及び副部長	5 0 0
商工会の地区内に引き続き6月に満たない期間営業所等を有する商工業者	一般基準表に準ずる	
特 別 会 員		1, 5 0 0

2. 会費の徴収及び納期限

会費は毎月又は、年4期に区分し、第1期分は6月、第2期分は9月、第3期分は12月、第4期分は2月とし、現金又は口座振替により当該月の末日までに納入するものとする。但し、前納することができる。